

令和5年12月20日

第6回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第6回会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月20日(水)午後2時00分～午後2時40分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員(9人)
会長
委員 2番 鈴木 清介 3番 渡部 敦 4番 永山 廣隆 5番 渡辺 清栄 6番 木村 行男
7番 渡部 淳 8番 五十嵐 朱美 9番 五十嵐 智子 10番 二瓶 義典
坂下地区 小林 雅博 若宮地区 山内 和之 金上地区 齋藤 嘉美 広瀬地区 橋本 善和
川西地区 齋藤 文範 八幡地区 桑原 博之 高寺地区 藤川 将仁
- 4 欠席委員(1人)
1番 鈴木 寿夫
- 5 遅刻委員(0人)
- 6 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第13号 現況確認証明について
議案第14号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第15号 令和6年農作業標準賃金協定額について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一、事務局次長 渡部 聡、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

(職務代理者)

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、1番 鈴木 寿夫委員が欠席のため9名であります。定数に達しております。

また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。

それでは、第6回農業委員会総会を開会いたします。

まず、前回審議した結果について、事務局より経過報告をお願いいたします。

(事務局)

前回審議した結果について経過報告をいたします。

議案第8号の農地法第3条の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。

次に議案第9号の農地法第5条の2つの案件につきましては、いずれも申請者に許可書を交付済みです。

次に議案第10号の会津坂下町農用地利用集積計画の取消しについては、取消の公告をし、公社及び貸手、借手に対し取消しした農用地利用集積計画の抄本を送付しております。

次に議案第11号の会津坂下町農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、11月21日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸手、借手に送付済みです。以上報告します。

(職務代理者)

それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

(職務代理者)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、5番 渡辺委員、6番 木村委員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(職務代理者)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

第6回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。

(職務代理者)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。

議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

(職務代理者)

日程第3 議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。
<事務局朗読>

(職務代理者)

それでは、本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

本案件は、高齢により今後、交通手段がなくなることが予想されることから、現住所地よりも利便性のある市街地の申請地を住宅用地として転用するものです。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は、都市計画の用途区域内の第3種農地に該当するものです。

一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。

(職務代理者)

本案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

(坂下地区 小林推進委員)

本案件について調査の結果を報告します。12月13日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。申請者に対しては同日13日に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(職務代理者)

質疑に入ります。本案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議案第13号「現況確認証明について」

(職務代理者)

議案第13号「現況確認証明について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(職務代理者)

1号案件から2号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件は、耕作条件が不利であることから20年以上耕作することが出来ず、現在では雑種地化が進んでいる場所や、宅地に隣接している農地も宅地化しており、農地に戻すことが困難な状況であるため、非農地であると証明を求められた件です。

2号案件は、耕作条件が不利であることから20年以上耕作することが出来ず、現在は山林化しており、農地に復元することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。

(職務代理者)

1号案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

(金上地区 齋藤推進委員)

1号案件について調査の結果を報告します。12月14日に事務局と共に現地確認を行い、雑種地及び宅地化が進んでおり農地に復元するのは困難な状況であると判断しました。

(職務代理者)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

(10番 二瓶委員)

現況が宅地とありますが、この申請で地目変更することができるのですか。

(事務局)

法務局に確認したところ、現況がすでに宅地の様を呈しているのであれば、地目変更登記ができるとのことでした。また、申請人は、昨年当該申請地を兄から相続しましたが、町外在住ということもあり、原状回復することも困難な状況です。

(4番 永山委員)

地目変更後の管理はどうなりますか。

(事務局)

地目変更後は、第三者へ売買することを検討しているとのことでした。

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって、1号案件は非農地であると認め、証明することに決しました。

(職務代理者)

2号案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

(高寺地区 藤川推進委員)

2号案件について調査の結果を報告します。12月14日に事務局と共に現地確認を行い、非農地であることを確認しました。

(職務代理者)

質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって、2号案件は非農地であると認め、証明することに決しました。

議案第14号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(職務代理者)

議案第14号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(職務代理者)

まず、所有権移転の本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

所有権移転の本案件は、農地中間管理機構特例事業での売買であり、11月28日に農用地利用調整会議を開催しました。

本案件は、若宮地区の田2,168㎡を10a当たり700,000円で福島県農業振興公社から金上地区の認定農業者である法人へと売り渡すものです。

(職務代理者)

本案件については、農用地利用調整会議を行っておりますので、担当委員より報告を求めます。

(若宮地区 山内推進委員)

本案件について調整の結果を報告します。11月28日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。

(職務代理者)

質疑に入ります。所有権移転の本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。所有権移転の本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって所有権移転の本案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(職務代理者)

次に利用権設定の1号案件から14号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号は公社が若宮地区の田937㎡を借入れ、2号は公社が八幡地区の田5,289㎡を借入れ、3号は公社が八幡地区の田4,967㎡を借入れ、1号、2号、3号を併せて4号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。
5号は公社が広瀬地区の田10,345㎡を借入れ、6号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。
7号は公社が坂下地区の田6,014㎡を借入れ、8号の金上地区の認定農業者へ集積します。
9号は公社が若宮地区の田2,045㎡を借入れ、10号の認定農業者である法人へ集積します。
11号は公社が広瀬地区の田1,367㎡を借入れ、12号の金上地区の認定農業者へ集積します。
13号は公社が八幡地区の田4,460㎡を借入れ、14号の川西地区の認定農業者へ集積します。

(職務代理者)

1号案件から4号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(3番 渡部委員)

1号案件から4号案件について調査の結果を報告します。1号案件の貸手には12月17日に電話にて、2号案件から3号案件の貸手には12月20日に訪問にて、4号案件の借手には12月17日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(職務代理者)

質疑に入ります。1号案件から4号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件から4号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって1号案件から4号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(職務代理者)

5号案件から6号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(10番 二瓶委員)

5号案件から6号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に12月13日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(職務代理者)

質疑に入ります。5号案件から6号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件から6号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって5号案件から6号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(職務代理者)

7号案件から8号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(7番 渡部委員)

7号案件から8号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に12月13日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(職務代理者)

質疑に入ります。6号案件から7号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。7号案件から8号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって7号案件から8号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(職務代理者)

9号案件から10号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(3番 渡部委員)

9号案件から10号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に12月17日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(職務代理者)

質疑に入ります。9号案件から10号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。9号案件から10号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって9号案件から10号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(職務代理者)

11号案件から12号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(10番 二瓶委員)

11号案件から12号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に12月13日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(職務代理者)

質疑に入ります。11号案件から12号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います11号案件から12号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって 11 号案件から 12 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(職務代理者)

13 号案件から 14 号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(八幡地区 桑原推進委員)

13 号案件から 14 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 12 月 15 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

貸手から「手続きをもう少し簡素化できないか。」という要望がありました。

また、借手からは「手数料が何に使用されているのか問合せをしたが具体的な回答が得られなかった。公社からチラシなどをもらえるとうありがたい。」という要望がありました。

(事務局)

貸手の要望については、公社に事業を分かりやすくするように要望していきたいと思います。

借手の要望については、後日改めて借手に確認します。

(職務代理者)

質疑に入ります。13 号案件から 14 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(10 番 二瓶委員)

賃借料が 19,800 円と細かくなっているのはなぜですか。

(事務局)

当該契約は、土地代を17,000円、水利費を2,800円で計算しているためです。

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います13号案件から14号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって13号案件から14号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

議案第15号 「令和6年農作業標準賃金協定額について」

(職務代理者)

議案第15号 「令和6年農作業標準賃金協定額について」を議題といたします。議案について、事務局に朗読と説明を求めます。

(事務局朗読と説明)

農作業標準賃金協定額につきましては、11月17日に農作業の委託者・受託者を含めた関係者により町の農作業賃金協議会を開催しました。

その後、その結果を基に、先月の合同協議会で皆様と協議した結果を反映させました。

変更点としては、29ページの比較表の網掛けとなっている部分です。

主だったところをご説明します。

田・畑耕起については、約1割の引き上げ。

一般農作業については、福島県の最低賃金が900円に引き上げられたことに伴い、900円としました。

次に、これまで農薬・肥料散布として1つ項目であったものを、それぞれで項目をつくり、粒剤・水和剤の区分を設けました。次に畦畔草刈りについては、肩掛け式の料金を引き上げ、肩掛け式と自走式の区分を設けました。その他の変更点につきましては議案書に記載のとおりです。

(職務代理者)

質疑に入ります。本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(職務代理者)

挙手全員であります。よって本案件は適当であると認め、議案書に記載のとおり決定しました。

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。

これもちまして、第6回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和5年12月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員